6　申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第十九条の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

7　法第十九条の二第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附　則

1　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

2　平成三十二年四月一日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する課税事業年度において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第三条の規定による改正後の地方法人税法第十九条の二第二項に規定する特定法人に該当するものは、当該課税事業年度開始の日以後一月以内に改正後の地方法人税法施行規則第八条第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

○財務省令第十五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び相続税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十四号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項及び第四項並びに第二十八条第一項並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十六第一項並びに第三十四条第四項第三号及び第四号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「施行令第四条の十四第一項に規定する障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約」を「法第二十一条の四第一項に規定する障害者非課税信託申告書（以下「障害者非課税信託申告書」という。）に係る同条第二項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下「特定障害者非課税信託申告書」という。）」に、「法第二十一条の四第一項」を「同条第一項」に、「次項及び次条において」を「以下」に改め、同項第三号中「の価額及び」を「（以下第六条までにおいて「信託受益権」という。）の価額及び」に改め、同条第二項中「を受理した」を「（以下「障害者非課税信託取消申告書」という。）を受理した」に改める。

第四条第一項第二号中「施行令第四条の十五第一項に規定する」を削り、同項第三号中「法第二十一条の四第一項に規定する」を削り、「うち前号」を「うち同号」に、「同項」を「法第二十一条の四第一項に改め、同条第二項中「を受理した」を「（以下「障害者非課税信託廃止申告書」という。）を受理した」に改める。

第五条第一項第一号中「個人番号」の下に「（当該特定障害者が氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合には、当該特定障害者の氏名及び住所又は居所）」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第四条の十六第一項の規定による申告書（特定障害者が個人番号の変更をした場合に提出するものを除く。）を受理した受託者の営業所等の長は、当該申告書に、当該申告書を提出した特定障害者の個人番号を付記するものとする。

第六条第一号中「施行令第四条の十七第一項に規定する」を削り、「の移管がされた同項」を「の移管がされた施行令第四条の十七第一項」に改め、同条第二号中「法第二十一条の四第一項に規定する」を削り、同条第四号中「法第二十一条の四第一項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「同項」を「法第二十一条の四第一項の」に改め、同条第五号中「施行令第四条の十四第一項」を「施行令第四条の十四第二項に規定する」に改める。

第七条第一項中「法第二十一条の四第一項に規定する」及び「同条第二項に規定する」を削り、「障害者非課税信託に関する異動申告書」を「施行令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書（次項及び次条において「障害者非課税信託に関する異動申告書」という。）」に改め、同条第二項中「施行令第四条の十九第二項に規定する」を削り、同項ただし書中「を前項」を「を同項」に改める。

第八条中「施行令第四条の二十に規定する」を削る。

第十一条第二項中「第五条の六第二項」を「第五条の七第二項」に改める。

第十二条の二第二項第二号及び第十二条の三中「第五条の七」を「第五条の八」に改める。

第十三条第一項第三号中「財団又は」を「財団若しくは」に、「（以下」を「又は法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等（以下」に改め、同項第九号中「及び第三十三条第一項」を「、第三十三条第一項及び第三十四条第七項」に改める。

第十六条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第六十六条の二第一項の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項

イ　被相続人の死亡の時において法第六十六条の二第一項の特定一般社団法人等が有する財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細

ロ　イの特定一般社団法人等に係る施行令第三十四条第一項第二号イからニまでに掲げる金額の明細

第十六条第二項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　次に掲げるいずれかの書類（当該書類を複写機により複写したものを含む。）

イ　相続の開始の日から十日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの

ロ　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項（法定相続情報一覧図）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写しのうち、被相続人と相続人との関係を系統的に図示したものであつて当該被相続人の子が実子又は養子のいずれであるかの別が記載されたもの（被相続人に養子がある場合には、当該写し及び当該養子の戸籍の謄本又は抄本）

第十六条第三項第二号中「写し」の下に「又は当該写しを複写機により複写したもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第六十六条の二第一項の規定の適用がある場合には、相続の開始の日以後に作成された同項の特定一般社団法人等の登記事項証明書

第十七条第一項中「第二十八条第一項」の下に「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項において同じ。）」を加える。

本則に次の一条を加える。

（特定目的会社等の範囲等）

第三十二条　施行令第三十四条第四項第三号に規定する特定目的会社又はこれに類する会社であつて財務省令で定めるものは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（次項において「特定目的会社」という。）又は専ら資産流動化（一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を行う行為をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を行うことを目的とする会社（会社法第二条第二号（定義）に規定する外国会社を含む。）であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。